

取引所制度革新論

393

529

6 7 8 9 18  
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18

始



# 取引所制度革新論

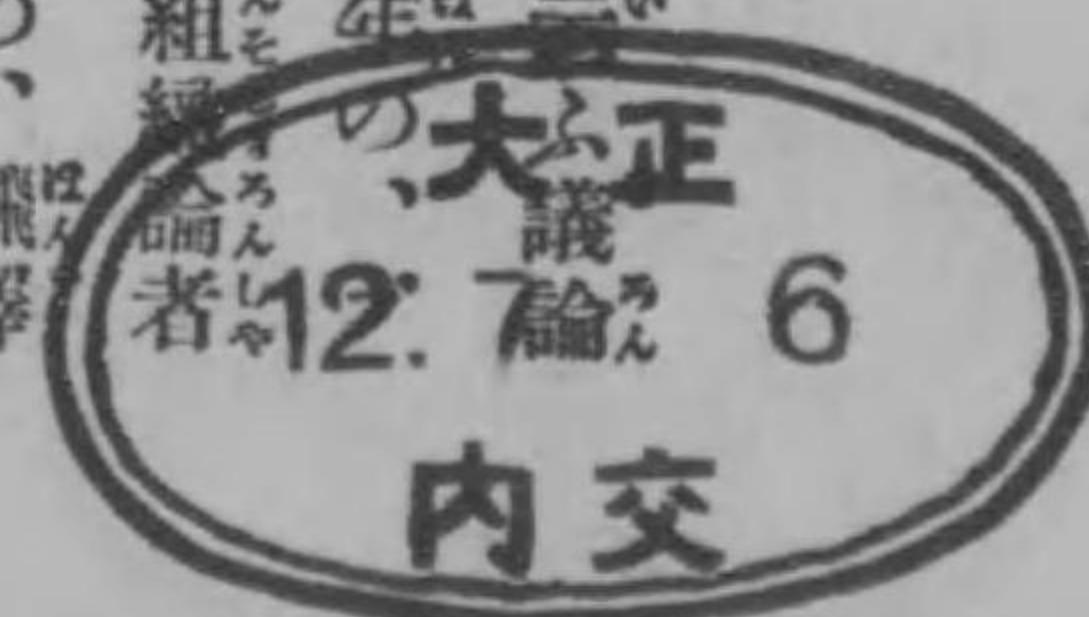
現在株式組織取引所の缺陷  
會員組織取引所設置の機運

393-529

## 取引所制度革新論

### 會員組織に對する責否兩論の眞相と色別

我國に於ける、現在の株式會社組織の、取引所を、會員組織にすべしといは此の二三年來、非常な勢を以て、勢力を得るやうになつた。明治二十年の、ペルス條例以來、學者の一部や、農商務省の一角には、常に多少の會員組織論者があつたが、その何れもが、單に、一片の理想論とか、外國取引所組織の、翻譯とかに過ぎず、隨て肝腎の當業者は、夢の國の、物語か、何かのやうに思つて、眞剣に、耳を傾ける者は無かつた。然るに近年當業者が、自己の地位を自覺する



やうになると同時に、現在の取引所組織の、大なる缺陷に気が付くやうになつた爲め、最近に於ては取引員中より、熱心なる會員組織論者を、出すやうになり、從來の如く、一片の、議論や、外國取引所の翻譯ではなく、當業者の心からの、叫びとなつて、漸く會員組織は、實行圈内に這入つて來た。

勿論。理論として、會員組織に反対する者は、一人もある筈はない。たゞ其の反對論者は『之れを實施するのは、尙早である。未だ我が國情に於ては、其の必要を認めないのみならず、寧ろ現在の強制擔保組織、三箇月限月制は、最も良く經濟界の實情に適し、我國取引界の特色として、誇るべきである』と云ふに對し會員組織賛成論者には、純理論派と促進派とも稱すべき、二派があつて、前者は、『一體取引所なるものゝ、本體は實際、市場に於て賣買取引を、なすもの自體であらねばならぬ。今日の日本の如く、市場と云ふ建物を所有せる、而して、賣買

取引に何等の、利害關係を有たない、株主より成れる資本團體その者を、取引所なりと考へるのは、大變な間違である。既に其の本體を間違へてある以上、之れを、取引所本然の性質に、引直すこと、即ち賣買取引者、そのものゝ、取引所に變更するに付ては、何等議論の餘地がない。尙早も、絲瓜もあるものではない」と云ふのである。後者の會員組織促進論者の方は、純理論派のいふところは、尤もである、會員組織反對論者と雖も、取引所の本體が取引員自身であらねばならぬと云ふ理論位は、心得てゐるであらう。たゞ、假令、其の本體を取違へて居たからといつても、數十年來行ひひ來たつた制度を、變更するには、相當の準備を要し、又相當の時期があると云ふのである。併し吾々の見るところでは、其の準備は、最早完成した。其の時期は、既に到達して居る。今日會員組織を實施するのは、決して尙早ではない、殊に、市場の賣買取引に何等利害關係のない營業會社

に自己の大切な、賣買取引を擔保せしめ、且市場權を、掌握せしめて置くのは、何時までも、取引員の依頼心が抜けないで、取引員の信用の向上を圖る途ではない。取引員の獨立心を目醒めしめるには、他の營業會社の支配下を脱し、自ら市場權の掌握して、相互の信用に依る、取引に移らなければならぬ』云ふのである。

以上の三つの、論旨を色別して見ると、會員組織反對論者は、取引所當事者の一派（勿論取引所理事者）の内には學說としても、實際としても、内心會員組織には、贊成ではあるが、自己の、現在の立場より心ならずも、現在の株式會社組織を、謳歌せねばならぬ氣の毒な者もある）取引所の株主一派（是等は、制度の可否よりも、自己の持株擁護の爲め）取引員の一部（取引所と特種の關係を有する爲め、表面現在の取引所に不利益なる言説を爲し得ざる者、及、取引所株の買方なるが故に、自己が取引員として、永遠の利益よりも目前き取引所株に悪影響を

及す議論には、其の説の善惡を問はず、盲滅法に反対すると云ふ種類）であつて、純理論派は、學者、新聞、雜誌記者、操觚者の多數、農商務省の新進官吏、及取引員中の一部であり。促進派は、農商務省、實業家、銀行家及取引員の大部分は之れに屬するやうである。それ以外の世間の多くの人は、果して株式會社組織の現在の取引所制度が可いか、將又會員組織の取引所が可いか、未だ之れを判別するだけの、知識を有たないと云ふ方が、寧ろ適當であると云ふ狀態である。

併ながら、大正十年の、取引所法改正の前後からして、局外者で取引所制度に就て、研究を爲す者が増加した、殊に最近一ヶ年間に於ては、各方面に取引所制度の、可否を論ずる者が多くなつたのは、誠に悦ぶべき現象である。全體、現在の株式會社組織の取引所を、謳歌する者の多くは、實際取引所制度の、利害を深く研究して居るのでなく、唯た漫然と、現在自分の行て居るもの、自分の携は

つて居るものが、一番良いと云ふ簡単なる理由に過ぎない。斯かる、論者は何れの時代、何れの所にも、相當存在するもので、是等は、所謂群盲と稱する種類の人間である。少しく取引所の制度を、研究すれば、現在の取引所制度が、如何に缺陷が多く、如何に不合理であつて、如何に時代に、適應しないものであるかを、直ぐ諒解し得らるべきである。

又頑迷なる。若くは利害の爲め、會員組織反対論者と雖も、行懸りの感情を棄て、目前の利害よりは、永遠の利害といふことに、重きを置き、冷静に、吾人の議論を聴取せらるゝならば、必ずや、啓發する處が妙くないと思ふのである。

## 須く先づ強制擔保の一大偶像を破壊せよ！

取引所問題中で、一番眼目とする、肝腎な要點は所謂、賣買擔保である。此の

擔保問題の如何に依て、現在の株式會社組織が、良いか、會員組織が良いかと云ふ、結論に到達するのである。

近頃、取引所問題を論ずる者が、よく強制擔保とか、任意擔保とか云ふが、之れは、一體何のとあるかの云ふに、強制擔保とは、現在の各取引所に於て行はれつゝある長期の清算取引（即ち舊の定期取引）のことであつて、賣買取引者たる、取引員（舊の仲買人のこと）及、取引員の賣買を受託する委託者（客）が、其の賣買に付て、擔保せらるゝことを、希望しても、苟も、取引所の市場で、賣買した以上は、否でも、應でも、擔保料として、高率の手數料を、取引所に徵收せられる制度（而かも法律では、取引所市場以外では、此の取引は絶體に行はせないのである）であつて、即ち、之れを欲する者にも欲せざる者にも、強制的に、擔保料を徵收すると云ふので、強制擔保と俗稱せらるゝので

ある。任意擔保とは、法律や、取引所が、強制的に擔保をしない、種々の形式の取引に對する、總括的の言辭であつて、賣買當事者が、御互に相談の結果、擔保した方が良いと云ふ場合には、擔保を爲し。擔保の必要のないときには、擔保を爲ない、即ち擔保の有無は、當業者の自由にすると云ふ、制度を指して、任意擔保と云ふのである。世間往々、任意擔保は無擔保、若くは選擇擔保を、指すものであると、狹義に解釋する人もあるが、之れは、當らない。強制擔保でない取引方法はかのやうに、全部任意擔保の、取引方法と云ふべきである。

前者、即ち、如何なる場合でも——當業者か、之れを、必要としても、しなくても、無理に擔保をして、擔保料を、強制的に、徵收すると云ふ、所謂、強制擔保制度は、經濟組織の極めて幼稚な社會、當業者の、信用の、極度に、稀薄な時代には、必要であつたかも知れない、併し、今日世界何れの國に於ても、必要と

せざる賣買取引に對して、強制的に擔保料を徵收すると云ふが如き、不合理な制度は、存在しない。我國の當事者、委託者の多くは、未だ信用の發達しなかつた時代の、舊習に囚はれて居ると、此の強制擔保を無上に、有難いものであると云ふ觀念が、去らない爲め、取引所が、擔保さへしてゐれば、非常に安心であると、信じ切つて居るのであるが、一たび、此の強制擔保と云ふ、偶像の眞相を暴露すれば、何人も思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

先づ、偶像の中でも、一番大きな東京株式取引所が、其の創立時代たる明治十一年より大正五年迄の間に爲したる、擔保の實蹟を解剖すれば左の通りである。

東株違約損害賠償額（自明治十一年  
至大正五年）

明治十九年十月

三三三、九一八・二〇〇  
五一、一〇一・五三五

一〇

同二十七年六月

同三十一年四月

一四、五五七・六五一

二二〇、二九八・一四七

合計

後にも、前にも、取引所が賠償の責任を盡したのは、回數に於て四回、其の金額に於て、僅に三十一萬九千八百餘圓に過ぎない。（大正五年以降九年に至る事實は別に後段に述ぶ）此の僅々四十萬圓足らずの、賠償を受くる爲め、仲買人が約四十年間に、支拂つた手數料、即ち、擔保料は、何程であつたかと云ふに、明治十一年より大正四年まで三十八年間の取引所收入定期賣買手數料は、左の通りである。

明治十一年下期

一〇、九八一

明治十二年下期

一九、五七二

十二年上期

三三、一一四

十三年上期

二五、〇五七

十三年下期

五八、九五〇

十九年上期

五九、五八八

十四年上期

七三、〇九九

十九年下期

一一四、五四二

十四年下期

一九、四二六

二十年上期

一八六、二二二

十五年上期

二一、一六五

二十年下斯

一〇六、〇八四

十五年下期

一〇、七八〇

二十一年上期

八〇、三八二

十六年上期

一六、九三八

二十二年下期

八五、七七五

十七年下期

一五、五八四

二十二年上期

一三三、九五三

十八年上期

一五、九八二

二十三年下期

一〇〇、〇八八

十八年下期

一三、三九四

二十三年上期

八八、六二〇

二十四年上期

一三、三〇一

二十三年下期

六七、四八九

二十八年下期

七、三七〇

二十八年上期

六八、三一二

二十四年下期	四二、九〇四	三十年上期	三十六、六二〇
二十五年上期	三四、八三九	三十年下期	二〇二、二九四
二十五年下期	五一、八一三	三十一年上期	二〇〇、八九〇
二十六年上期	一三一、二一四	三十一年下期	二〇八、七三一
二十六年下期	一七一、三六九	三十二年上期	三一六、九八九
二十七年上期	一二四、八二七	三十二年下期	三四五、〇七三
二十七年下期	九八、九三六	三十三年上期	三〇五、七三八
二十八年上期	一一九、九五〇	三十三年下期	一六六、八三四
二十八年下期	一二八、五七一	三十四年上期	二三一、九七二
二十九年上期	三二五、四八八	三十四年下期	一七二、五〇七
二十九年下期	二五九、五二三	三十五年上期	二六九、〇七三

三十五年下期	一〇六、四四七	四十一年上期	六八七、四五二
三十六年上期	一一六、六八九	四十一年下期	七五七、五九九
三十六年下期	一四五、〇三一	四十二年上期	九五一、九五四
三十七年上期	二五八、二三三	四十二年下朔	四十三年上期
三十七年下期	一五二、〇八九	四十三年下期	一、〇七八、三九三
三十八年上期	四〇一、三一九	四十四年上期	一、三五六、三三三
三十八年下期	六三九、三八五	四十四年下期	一、〇二二、八六一
三九年上期	一、七二一、六八四	四十五年上期	七三七、四四五
三九年下期	九八〇、九五八	四十五年下期	一、一四五、七七五
四十年上期	二、〇八〇、五二九	大正元年下期	一、一四三、九三〇
四十年下期	七四四、五二四		八九〇、〇五三
			一、〇二八、九九六

二年下期	七三三、二六一	四年下期	八〇一、〇五七
三年上期	七七四、三八五	五年上期	一、二二六、一一九
三下年期	五四〇、三八一	五年下期	一、七六五、七三九
四年上期	六九三、二二五	計	二七、二九一、〇一〇
大正六年以降の手數料收入金額は左の通りである			
大正六年上期	一、一三四、八五七	九年上期	三、三七五、七二〇
六年下期	一、五四九、一九五	九年下期	一、一九九、四九七
七年上期	一、〇二〇、九三四	十年上期	一、六二九、三六四
七年下期	一、五一六、一五一	十年下期	一、九八九、五二六
八年上期	一、六八三、三六八	十一年上期	一、二〇四、八九四
八年下期	三、三四三、七七〇	十一年下期	

即ち、取引所創立（十一年）以來大正十一年下半期の、定期取引收入手數料合計は五千餘萬圓となるが、勿論此の五千餘萬圓の手數料中其の幾割が、眞の擔保料に當るかは、之れを算出すべし標準か無いが、現在、新東株を標準として見るに、其の清算取引の手數料は一株五錢強で、實物取引の手數料は、一株一錢五厘である。即ち實物取引は擔保料を含まないものとすれば、五錢餘の内一錢五厘は、計算料で五錢餘が擔保料と云ふことになる。即ち、全賣買手數料の二分の一が擔保料に當るものと見ることが出来る。然らば約五千數百萬圓の中二千五六百萬圓餘が眞の擔保料として、支拂つたことになる仲買人は、過去四十有餘年間に二千五百餘萬圓の擔保料を支拂ひ、而かも之れに對して、取引所が、同期間に賠償した金額は僅に、大正五年まで三十二萬圓と、大正九年の八十萬圓に過ぎない。即ち、保險料料に對して支拂ひたる保險金の割合は九半の一毛である。世界何れの所にか、

ゴンな馬鹿々々しい高い、保険料があるであらうか、世に、比較的高率であると唱へられて居る、火災保険や、運輸保険の如きも、其の保険料金に對する支拂保險金の割合は左の通りである。

### 火災保險

	收 入 保 險 料	支 拂 保 險 金	保 險 率
大正五年	七、一三七、八八〇	二、八三七、三六七	四、一八
六年	九、九六二、二五七	五、三五八、七六二	五、三八
七年	一一、五六八、三〇七	四、九九五、九九二	三、八六
八年	二四、七〇四、七三一	八、九九九、七一〇	三、六四
九年			
十年			

### 運送保險

	收 入 保 險 料	支 拂 保 險 金	保 險 率
大正五年	二一八、九四一	三三、九七〇	一、〇五
六年	三三七、七九一	六〇、三九八	一、七九
七年	五七九、九八八	八〇、六二三	二、一九
八年	八八一、三九四	一三六、三三二	二、三四
九年			
十年			
十一年			

### 生命保險

大正五年	收入保険料	支拂保険金	保險率
六年	四六、三一〇、〇〇〇円	一三、三八五、〇〇〇円	二、八〇
七年	五四、〇六九、〇〇〇	一四、四八五、〇〇〇	三、六六
八年	六七、七六八、〇〇〇	一九、三三五、〇〇〇	二、八〇
九年	九二、一八六、〇〇〇	二五、五五二、〇〇〇	二、七七
十年			
十一年			

而も一般の保険會社は、保険金支拂準備の爲め、保険料金の中より、其の資本金に數倍若くは十數倍の保険基金の積立を爲して居るに反し、取引所は、其の保険金に相當すべき賣買手數料は、毎期其の殆ど全部を、分配、配當し、何等賣買

取引の擔保に對する準備基金の積立を爲ない。今東京株式取引所及大阪株式取引所の積立金を見るに左の如くである。

東京株式取引所

拂込資本金

諸種積立金

大阪株式取引所

二一、七五〇、〇〇〇圓

一、七九七、八五五圓

三、三八二、〇〇〇圓

諸種積立金

拂込資本金

諸種積立金

右の如く申譯的の積立金はありとするも、何れも、皆取引所の唯一の設定目的たる、賣買取引の擔保の爲には、一厘の積立金も無い。之れ一面に於て取引所は何等賣買取引に對する擔保の誠意が無いものと斷定し得ると同時に、取引所の擔

保なるものは、一の偶像であつて、之れに信頼し之れを無上に有難がる取引員や委託者は、偶像崇拜者たるの誇を免れないことになる。

殊に、東株に於て論すれば、其の四十有餘年間の、賠償額三十二萬圓と八十萬圓以外に、實際賠償を必要とすべき場合が、無かつたと云ふならば、未だ恕すべき點があるが、一度び相場が變動して、賣買者の一方に、多くの損失を生じ、場合によれば、取引所が、之れを負擔せねばならぬやうな状況に立至るや、取引所當事者は、名を市場の秩序維持にことよせて、勝手に公の市場を開鎖し、或は立會の停止を命じ、賣買の差止をなし、證據金の引上に依り、利益方を強制的に壓迫し、又は、解合と稱して、取引所法や、取引所定款等に、何等規定なき違法の手段に依り、利益ある相手方より、其の利益金を強制的に吐出させ、之れを損方に交付し、取引所自身は一文の損害をも、負擔せず、之れを解決したる如き

實例は、數ふるに遑なき程澤山ある。試みに世人の記憶に未だ新しき、大正九年株式暴落の際に於ける取引所のとつた處理方法を擧げて見よう、乃ち以て其全般を察知するに足るであらう。

大正九年の三月より七八月に至る、諸株式の大暴落の爲めに、取引所市場に生じた大損害の如きは、空前の出來事である。日頃から取引所が高率なる擔保料を徴収しつゝあるのは、本來斯かる場合に、賣買者の損害を擔保せんが爲である。此本然の任務を完全に盡してこそ、初めて強制擔保の意義があるのである。火災保険にしても、大火災が起り、大損害が生じたる際に、此の損害を完全に賠償すればこそ、始めて火災保険會社が、其の使命を完ふしたことになるのである。日頃、保険料はドシ／＼徴収しながら、大損害の起つた場合に、種々の口實を設けて、之れが損害賠償の責に任じないと云ふならば、保険會社存在の意義は没却さ

れなければならぬ。然らば大正九年の大損害の生じた際、取引所は果して其の存立の唯一の目的たる損害賠償の責任を完全に盡したであらう乎。

當年、あの大恐慌に際して、取引所が盡すべき本來の職責を、盡さない爲め、取引員自ら其衝に當つて、苦心慘憺時局を收拾し、如何に、重大なる負擔をしたか、いざと云ふ場合、取引所が、如何に頼むに足らぬものであるかを語る爲め、左に當時其衝に當つた重主なる者の一人の談を藉りる。(此の事實は記者が當時恐慌史編纂に際し特に調査した眞相である)蓋し此の時の消息を物語る有力な證據であるからである。(某氏談話速記傳のまゝ)

『大正九年三月十五日の、株式大暴落に際し、東株仲買人全體八十名の結合が出来て、仲買人組合で、シンジゲートを組織した。此事は平素強弱の、二派に分れて居る其人が、一朝事ある時に一團となつて、其の時局を收拾すべく努力され

たことは特筆大書して、後世に貽すに足ることだらうと思ふ。元來、アノ火を擋るやうな場合に於ては——利害が分れて居つて、却々一致することは、不可能なことである。或は、賣つて居る人もあり、買つて居る人もあつて、皆意見が、區々に分れて居る。それが、アノ場合協同か出來たのは、實に喜ぶべきことで、而して此の時に始めて、仲買人の結束の偉大なる勢力が現實に立證された。

どうして、仲買人の結合が出來たかといふと、事餘りに重大であつて、取引所の全資本金を投出した所が、二千萬圓しかない。二千萬圓斗りの金では、どうしても時局の收拾は出來ない、取引所だけに任かして置いては、危険であると云ふことを、仲買人一同の奮起する動機になつたのである、取引所は、法人であるから、如何に時局を收拾しようと思つても、資本以上の金を借入れることは、取引所としては、不可能である。重役會を開いて、同意を得るとした所が、到底株主の同

意を得ることは出来ない、そこで仲買人は一團となつて、此際自分の力によつて、自分を救はねばならぬといふ決心が皆んなの頭に浮んで、來たのである。

そこで、八十名の此の利害の異つた仲買人が、此場合、合體して、仲買人組合のシンジゲートを組織し、日本銀行から四千萬圓を、仲買人の連帶保證の約束の下に借入れて、アノ難局を收めることが出來た。是に由つて觀ても、仲買人が團結さへすれば、如何なる難事でも、遂行し得らるゝといふ實證を、茲に擧げたものといひ得られる。

當時、仲買人の中で、委員の外に更に特別委員を設け、其の特別委員が協力一致、東奔西走して、並大抵でない盡力をした。又委員中には、賣方の仲買人から玉を貰ひ受けるのに、自分の資財まで投じてやつた者もある。又特別委員の中には、建株を入賣賞買に附する時、公共的に、其株を引受け、莫大な負擔を爲たるかゝ立證して餘ある。

斯ういふ次第で、取引員の一一致の、努力によつて建株の始末は追々付いたが、最後に新東株の引受残高が、二千株程残つた。既に取引員の有力者には、大抵引受けた貰つて、尙ほ其の上之れ丈は片付かなかつたのであるから、此場合當業者中では、何處へ、此の二千幾株を引受けて貰ふといふ譯にはいかぬ。そこで安田善次郎氏を頼むことにして、小布施三郎氏と山中清兵衛氏と南波禮吉氏と三人が、本所横網町の、本邸へ安田氏を訪ねた。話は、矢張あゝいふ人であるから、利益の交換で行かなければ、いかぬといふので、どうか一つ、之を引受けて貰ひ

たい、あなたが此の場合取引所でも、仲買入でも、困つて居る建株を引受けて下さるならば、取引所の方を説いて、あなたの銀行へ預金するやうに骨を折る、此際之を御引受下さることは、取引所と聯絡を取ることにもなるからと云つて、懇々利儀兩道の途から滔々と說いた。所が、どうも、まだ相場は下りさうだから、折角ではあるが引受けることは出来ないと、キツバタ断られた。右三氏は、大抵話は付くだらうといふ考で行つたのであるから、三人とも非常に落膽して歸つて來た、所が歸つて見ると、既に、其二千幾株は引受手が當業者で出來て、もうスツカリ片付いたといふことであつたので、三人はホント安心した。是も其時の話の一つである。

今一つは、六月の確か、十四日であつた。片岡氏と杉野氏と南波氏と三人、名古屋選出代議士の清水一太郎氏を紹介人として、原首相を官邸へ訪ねた。三氏は

通された部屋に暫し待つ間の閑談に、これ以上相場が下れば、吾々は組合の爲に討死するより仕方がない、一人がこう云つた、杉野氏がこれに答へて、まあ心配するな、君等の道樂の酒飲錢位は残してやると言つたが、是れも當時の切迫した事情と、其時の氣分を語る一の話柄である。

頓て、首相は面接して呉れたが、既に何十人かの人と面會して、最早外出間際だといふことであつた。併し事重大であるから暫く話を聽いて下さいと嘆願して、三人は交て具陳した陳情の筋は、此の場合、取引所を此儘打ちやつて置けば仲買人の倒れるは勿論、延いて取引所が潰れる、すれば其結果は直に銀行に影響し、財界は殆ど收拾すべからざる慘状を呈するから、吾々は此際低利資金を貸下げて貰つて、五千萬圓の會社を作り、主なる株券を買入れて、株券の下落を防ぐこれ以外最早適當の策はない、之を此際是非とも御聽許を願ひたいといふことを

極力嘆願した、所が其問題は、私よりも大藏大臣並に農商務大臣に話して呉れといふことで、餘り事突飛であるから、總理も當局大臣に相談せよと云つて、其場は別れた。

三人は首相邸を辭し、直ぐ日本銀行へ行つた、此日は丁度午後日銀樓上で、五大銀行の主なる人々が會合して、此の株界の窮状を如何にして救濟するか、當業者としては最早策が盡きた、當限を買つて、先を賣るといふやうな、乗替式の事では到底いけないから、矢張先刻原總理に陳情した如く、低利資金を以て五千萬圓の會社を作り、主なる株券を片ツ端から買取つて、此上の下落を防ぐ、これより外に途はないといふことを、第百の池田謙三氏、三井の池田成彬氏、第一の佐々木勇之助氏及び興業銀行其他二三の主なる人の前で、精神を籠めて之を主張した所が第百の池田氏から、五千萬圓皆買つてしまつたならば、後は下るぢやないか

斯ういふ話が出た、いや、さうぢやない、此處の相場を支配して居る所の、郵船とか鐘紡とか東株とか、主力株二三種を買ひさへすれば、それが相場を支配する一つの原動力になるから、端株までも買ふ必要はない、五千萬圓あれば立派に局面を轉回して見せる、のみならず今日市場は恐怖病に罹つて居るから、さういふ低利資金を以て五千萬圓の株を買ふと云へば、一株も買はなくとも、或は心理作用によつて局面を轉回することも出来る、恐らく此設備が出來たといふことだけでも、恐怖病者に大きな精神的慰安を與へ、人氣を一變させることが出来るからと、口を極めて說いたが、銀行家はなか〳〵大事を取る方だから、此話には餘り耳を傾ける程の人がなく、此案は遂に容れられなかつた。

是より先、仲買團はもう既に一回二千四百萬圓借りて居たから、此次の金はシンジデーターの銀行からも出して呉ることは却々難かしい模様であつた。そこへ

此の突飛な五千萬圓の低利資金問題を持出したのであるから、考へて見ればオイソレと容れられぬのも道理である。然るに話の途中から、第百の池田氏が、今一つ先へ乗替へるとにしてはどうだ、若しそれでも足りなければアト幾ら程度金が必要るか、場合によつては今少し金を出しても宜いと云ふことを言出した。其時には、恰度七十四銀行破綻の報が傳はつて、財界は非常に險惡な場合であつたから主なる銀行家も大に驚かされて、五千萬圓案には賛成がなかつたが、金はまだ乗替資金として出しても宜しいといふことを、其場で仄めかした、後に借りた千六百萬圓の金は其時承諾を得て置いたのである。

斯様な譯であつて、寔に此案は突飛であるが、併し此等の代表者が如何にも眞面目に、如何にも眞剣に考へて、是でなくてはならぬといふことを、極力總理大臣にも陳情し、五大銀行の主なる人にも相談したことは、斯くすることの餘儀

なき迄に、其時の事情が切迫して居つたことを語る證左で、さういふ會社までも作らなければならぬと考へたといふことは、當時の事情切迫の度が如何に緊切且つ重大であつたかを、今日になつて想像し得られる』云々。

大正九年の恐慌に際し、仲買人が嘗めさせられた慘憺たる痛苦の模様は、右の談によつて、眼に見るやうに窺はれる。尙此の動亂に際し、仲買人が委託者に對し、負ふたる損害に付ては、數字を示せば明になるのであるが、遺憾ながら東京株式取引所の仲買人の方は不明の點が多いから之れを省略するとして大阪株式取引所に於ける仲買人の分を表示することとした、即左の通りである。

仲買人名	立替金	回収不能	計
小西 権兵衛	一、六七、九四三 円	六五三、八六 円	二二三、三八 円
澤野 貞次郎	一四五、八四一	三、六七四	一九六、五五五

三五、八七五四

七九、五六七

福井 房太郎

内田彌三兵衛

越ヶ谷伊太郎

森下 春造

橋本 喜作

八田 兵次郎

中村 秀五郎

永田 達之助

大音 新吉

麻生唯右衛門

帶谷 傳三郎

二、五九、三七二

一三、五〇三

三〇、三三七

一五、一六六

二〇三、五六五

三四、三五七

一〇、五〇〇

三五、〇〇〇

八四、五一八

五七、〇〇〇

一七、九八五

二、三七、六〇〇

一六、三八

二三三、三七七四

八六、九六二

二三〇、四六〇

三三四、一九七

四〇九、四七九

八〇九、五六〇

一六三、四五七

一九三、一六六

二六七、八七五

二二三、三三五

三一八、四三三

一三九、八三六

七五、一九五

一二二、一三七

三一、五三〇

一〇三、〇七〇

一六一、六三六

一五五、七八八

一三八、一三〇

一六三、四七五

一九三、一六六

二二三、三三五

一三九、八三六

一六一、五九〇

二〇、四一〇

三四、三五七

一四五、五〇九

四五、九三八

五八九、五〇〇

一五、二八三

九三、二三〇

三、五〇一、七〇三四

一六四、六六九

五四三、九〇三

三四、三五七

一四五、五〇九

四五、九三八

五八九、五〇〇

一五、二八三

九三、二三〇

三、三三七、六〇〇

一九一、八七三

連水 本道  
 井上 德三郎  
 三田 長太郎  
 木村五郎兵衛  
 瀧口 留作  
 池原理介  
 山内 卵之助  
 伏海 浅藏  
 瀧川 新藏  
 松井 憲三  
 白洲 長平

二、五九、三七二  
 一三、五〇三  
 三〇、三三七  
 一五、一六六  
 二〇三、五六五  
 三四、三五七  
 一〇、五〇〇  
 三五、〇〇〇  
 八四、五一八  
 五七、〇〇〇  
 一七、九八五  
 二、三七、六〇〇  
 一六、三八

九九三、三九一四  
 一三、五〇一  
 三、五〇一、七〇三四  
 一六四、六六九  
 五四三、九〇三  
 三四、三五七  
 一四五、五〇九  
 四四、九三八  
 五八九、五〇〇  
 一五、二八三  
 九三、二三〇  
 三、三三七、六〇〇  
 一九一、八七三

岩本 榮三郎

一五〇、四八三 円

二〇五、六五九 円

三五六、一四二 円

象 龍太郎

一五四、八五三

三五六、八四七

五五、七三三

濱崎 辨之介

七九九、六八〇

一、〇六三、八九一

七七九、六八〇

後藤 竹次郎

七三一、一五四

三三三、七三六

四五、六一七

大澤 喜次郎

九三、八八一

三三、二一六

一、〇六三、八九一

金田 辰藏

九九七、五一七

二七七、三八一

一、〇七四、七九八

曾根 良吉

三三、八二六

三三、八一六

一〇四、二五〇

村地 久治郎

六一、〇〇〇

四三、二五〇

三、七四五、七五二

石井 竹三郎

二、二二八、五五一

一、五三七、二〇一

一〇四、二五〇

豊田 喜三

四七、四五六

四二、〇九五

八九、五一

藤井 吉平

一〇六、三二六

一三四、二〇六

二四〇、四四四

加貴 慶之助

二五三、四二七 円

一四五、四一五 円

三六八、八四三 円

杉野 政助

二一七、六九三

五三六、八九六

七四四、〇九〇

今川 新一郎

一、〇九八、四三八

六六六、七八八

一、七八五、三三六

小石本 房吉

二三五、六八五

九六、八二二

三三三、四九七

細宇 榮

一四〇、八六五

五〇一、九五八

六三〇、四六八

駄 鈴 仲次郎

二二八、五二〇

九一、二九八

三三三、一六三

溝口 恒一郎

一、一七九、五六五

五三、五六五

六三〇、四六八

加島 安治郎

九三九、九三九

二七、八八六、四六六

一、一七九、五六五

合計四十三名

八、〇〇八、三五九

九、八六、二〇九

二七、八八六、四六六

東京株式取引所の仲買人の委託者に對する損害立替金は恐らく大阪の三四倍に上るべく、少なくも七八千萬圓を計上するであらう。

當時仲買人は一方に於ては、取引所より追證據金や、値合差損金の納入を命ぜられる、……一方委託者に於ては、要求通りの金を入れない、取引所の方は、指定された期限までに入れなければ、違約處分に付せられ、仲買人は首が無い……と言つて委託者の方は留守だとか、旅行中だとか、云ふ口實の下に、容易に入金しないが、仲買人は取引所の如く委託者を強要すべき權能を持つて居ない。仕方がないからと言つて、無暗に委託者の建玉を手仕舞ふ時は、後日問題を起すことになる。萬策盡きて、仲買人は自己の全資産を擧げて、委託者の爲めに立替へ、之れが爲め犠牲となつたものも少くない。

一方、仲買人が斯の如き苦境に、沈吟せる時に於て、日頃保險會社を以て任じ而かも數十年間、日々高率の保險料を強制的に徴しつゝあつた、取引所はどうであつた乎。取引所は例の強制解合と云ふ、奥の手を出し、何れの法令にも、定款

にも、規定のない違法の手段に依つて、買方の弱點を利用し、賣方を強壓的に、壓迫して、結局一厘の保險金をも支拂はずに終つたではないか（東京に於て當時スマルの爲め八十萬圓の賠償をなしたるも是は株式暴落の直接影響の爲めにあらず）

此の事實は、抑も何を語る者であるか、仲買人をして斯くの如く、巨額の損害を負擔せしめ、事實上取引所に代つて、委託者に對し賠償の責に任せしめ、殆ど全部瀕死の状態に陥入たにも拘はらず、眞の擔保責任者たる取引所は、何等賠償を負擔せざるのみならず、反対に賣買取引に何等の關係なし、取引所の株主に一割以上（東京三百四萬圓、大阪百十六萬三千七百圓）の利益配當を爲たではないか世界何れの所にか恁んな不都合な談があらう、取引所は、其の株主に配當する爲め、仲買人の膏血を絞りつゝあると云はれても、辯解の辭はあるまい。斯くの如

き不可思議千萬なる現象を生ずるも、一に皆強制擔保と云ふが如き不合理なる制度の結果に外ならぬ。

是れ、吾人が現在取引所の強制擔保を指して、一の偶像なりと呼ぶ所以である仲買人中の一部が、現在の取引所組織を維持せんとし強制擔保を謳歌せんとするは、恰も、祖先傳來の家財を蕩盡せしめられて、尙ほ「天理王の命」を高唱し、或は粒々辛苦して貯へ得たる財物を、所謂生佛に捧げて、其の汚れたる足下に平伏する、愚夫愚婦と、何の撰ぶところぞ。苟も我國經濟界の中心勢力を以て任せんとする取引員が、何時まで、此の偶像の前に、有難涙を流しつゝあるのであるか、須く先づ此の強制擔保と云ふ一大偶像を、破壊せよ。……然る後、眞の宗教が現れるであらう。……眞の信仰心が目醒めるであらう……。

### 賠償制の有名無實なる現状を見よ

違約損害の賠償は、取引所に於て、之を果すことが能きず、取引員の資力、信用の範圍内に於て、處理された事實は前來述べ來つた處によつて明白である。これが動機となつて、大正九年七月から、小口落は再び茲に解禁された、併しながら、取引所の強制擔保制は、小口落の解禁と同時に、既に其の一角は切崩された譯である。小口落解禁後、東京株式取引所では、總賣買高の四割乃至五割、東京米穀取引所に於ては、同七割乃至八割は、現落賣買と稱して、賣と買と同數の者は取引所の帳簿から抹消されて、其の賣買の擔當が取引員の手に移り、違約賠償の責任は、仲買人即ち今の取引員の手で保證されて居る。

取引所の、市場に於てした賣買は、總て手數料を取られる、其の、手數料の中

には、清算料も、擔當料も含まれて居る。それを、現在徴収して居るのである。  
 而して取引所の帳簿から相殺して抹消されてしまつた現落賣買に對しても、強制的に擔保料が徴収されて居る、然るに其の賣買に對する擔保の責任は、取引員が負うて居るのである。東京株式取引所では四割より五割、東京米穀取引所では總賣買高に對する七割乃至八割は取引員自らが擔保の責を負ひ、肝腎の擔保料は、取引所に横取されて居る。全國の各取引所又悉く同様の状態である。即ち取引所は總賣買高の僅に二三割乃至五割前後の擔保よりして居らぬ。斯くて、取引員は一個の瘦肺で、其等の賠償の責任を殆ど全部盡して居ると言ふも過言ではない。現落賣買に對しても擔保料は、取引所之を徴収し、賠償の責任は、取引員之に任じて居る。世に、斯かる、不合理千萬なることが、あらうか、卑近なる、言葉を以て現はせば、所謂、ヤラズブツタクリとは、斯の如き者の謂ひであらう。而も此

の不都合千萬な事が、法律の認た公的機關に依て、行はれて居る。取引所は、何の權利あつて、斯んな不都合を許されて居るか。取引員は、何の必要あつて、斯かる不公正なる制度に服従し、若くは、甘受し、若くは諷歌して居るのか、眞理正義、人道の高唱せらるゝ時代思想と、餘りに驅離れた制度と言なければならぬ、此の際理窟は兎も角、既に取引所を離れて、其賣買が取引員の手で完全に消化されて行くといふとは、任意擔保制の取引所の會員と同様の本分か現實に盡されつゝある者と見るとが出来る。果して然りとすれば、今日の取引員は、會員組織の取引所を作るの準備と、資格とを十分に具備して居る、否既に現制度の下に於て任意擔保制取引所の會員としての職分を盡して居るものと斷すべきである。

説をなす者は曰く、任意擔保制にすれば、非常に危険であると。然れども實際今現實に行はれつゝある賣買の實情は、東京株式取引所では、四割乃至五割、東

京米穀取引所では、七割乃至八割の賣買が、取引所の手を離れて、取引員の手で  
而も、無擔保料で、擔保の確證されて居るといふことに想到すれば、今、會員組織を即行して、任意擔保制を布いても、危險の無いとが證明される。と同時に取引所が、如何に巨額の擔保料を積んでも、賣買の大部分は現落若くば、小口落となつて、取引所の帳簿から抹消された以上は、一朝違約損害の生じた場合に、取引所から賠償して呉れる者と思て居ても、實際取引所に關係のない、賣買になつて居るから、取引所が、之を支拂つて呉れる道理のないことも亦明である。茲に於いて、客は仲買人を信用して、仲買人に其の賣買の保證を頼み、違約に對する損害を賠償して貰ふより外に途はない。斯ういふことに、現在なつて居るのである。人動すれば、取引員の、資力、信用の程度に於て、會員組織を今茲に即行することは、言ふべくして行はれないと、主張するが、斯の如き論者は現

在爲しつゝある事實の前に、眼をつぶらんとする人である。現在に於て、現落賣買——取引所の、手を離れて、取引員自身が擔保をして居る賣買が、總賣買高の五割乃至八割を占めて居て、而も、それが、擔保料を少しも、取つて居らぬ以上任意擔保制が危險なりといふことは、實際に於て、斷じて言ふことは出來ないことになる。論者は此の嚴然たる事實をどうするか。若し此際一步を進めて、會員組織の任意擔保制にするならば、擔保の基金として現在取引所に拂つて居るものと積んで、行くことも出來やう、又た賣買の、實情及び市場運用の技術に、長じて居る取引員其自身が、市場を管理し、且つ支配して行くことになれば、萬事圓満に、好都合に行つて、現在やつて居る營利會社の、而も、市場の事情に疎い役人の、市場操縱とは雲泥の差がある。何れの方面より、研究して見ても、今日會員組織を即行することに毫も危險はない。

改正法の精神は、取引所の資本金に就ては、非常に八釜しく、完全賠償に對する賠償の責任金として、嚴重に之を取締つて居る。然るに賣買高の大部分が、賠償制の圈外へ、逸出してしまつて、取引員個人の、懷に於て賠償されて居るが如き矛盾は、一大缺陷にあらずして何ぞ。如何に政府が法律を嚴にして、取引所の資本金にのみ注目しても、賣買其ものが、取引所の手を離れてしまつて、仲買人の手に歸して居るのであるから、恰も底なき財布に、金を入れて口を縛めるが如きもので、全く以て、有名無實である。斯の如くにして、改正法の下に於ても取引所を信用することは出來ない。現在斯の如き制度が、根本より改まらぬ限り、將來亦斯の如くして、取引所は永久に實際上賠償の責に任せず、取引員は、永久に身を削つて、高價なる賠償料を、取引所に拂ひながら、自ら賠償の責を負ひ斯くて何時までも取引所株主と云ふ縁なき、衆生の腹を肥やすねばならぬ。之を

しも取引員諸君は、尙甘じて忍ばんとするか。取引員は少からぬ身元保證金を取り所に納め、其上高價なる、賠償料を支拂つて、而も毫も自治を認められない。市場の支配權は、悉く取引所之を奪つて、其掌中に握り、取引員は全て、無能力者の扱を受けて居る。而して、賣買の大部分を自ら保険しなければならぬ。……斯んな間違つたことは又たはあるまい。株式會社組織の取引所と云ふ營業が、他の何れの國にもない譯である。吾人は思を、茲に致すとさ、何故に力ある取引所改革の熱叫、火の如き、會員組織實施の要求が、取引員及一般委托者より夙に起らなかつたかを怪む者である。

## 取引所の手より市場の支配權を奪還せよ

前述の如く、信用ある取引員同志の、賣買取引にして、何等擔保を必要とせざ

るものまでも、強制的に擔保をなし、高率の擔保料を、徴するといふ方法は、今日の進歩せる社會には、最早適じない制度である、と云はなければならぬ。今日商人が、商品を賣買するのに、強制的に擔保料を徴するのは、取引所の下に在る商人許りである。假りに、擔保料を支拂ふことが、賣買取引上、安全であるとしても、それは各取引者の自由意思とし、又、其の、擔保料に對しては、完全に擔保の責任を果すものでありたい。今日の取引所の定款、業務規程等に依れば、成程賣買の違約損害に就ては、完全に賠償の責任を盡すと云ふ規定になつて居る。併ながら、其の擔保會社が今日の如く、市場の支配權を有して居つて、果して事實に於て、公平に、完全に、損害賠償の責任を果し得るであらう乎。市場の開閉、賣買の停止、若くは、差止、公定相場の決定權、證據金の制定、徵收、其の他市場一切の、監督、支配權を掌握するのみならず、賣買當事者たる取引員、其の者

の生殺、與奪の權をさへ、有してゐる擔保會社が、若し放置つて置けば大損害の生ずるといふやうな、虞のある場合、公平に、市場を支配し、賣買取引の、監督を爲し得るであらうか。市場を閉鎖するとか、賣買を差止めるとか、相場の決定を許さないとか、禁止的の證據金を以て、相手方を脅威するとか、其他あらゆる手段、方法を用ひ、即ち市場の支配權、取引員の監督權を濫用、悪用して、取引所自身の損害を輕微ならしめんと、努めないであらう乎。又、最後の手取として賣買者を強要して、解合といふ如き、違法の解決の方法を以て損害の大部分を取引員に轉嫁して、營利會社たる取引所の株主を擁護して、配當の減らないことに腐心しないであらう乎。現在の取引所當事者には、ソンな不德義なる者は、ないとしても、將來斯かる、亂暴なる、理事者が現はれて來ないと、誰のが、斷言し得る乎。賣買取引の損害を、擔保する會社に、其の賣買取引を行ふ市場の、開閉

權や、取引員の生殺、與奪の權を、與へて置くといふことは、假令表面はどうあつても、之れが、運用の上に於て、決して完全に且つ公平に擔保の責を盡さしむる途ではない。假に、組織問題と、擔保問題とを切離して見る。……而して、現在の取引所に對しては、從前の如く高率の擔保料を支拂ひ、擔保をなさしめるもよい、然しながら、何の必要あつて、市場の支配權、取引員の生殺、與奪の權までも、此の營利會社に與へなければならぬか。取引所の本體は、實際、毎日市場に於て賣買取引を爲す取引員自身である。市場の、支配權は、取引員自身の、組織する團體が之れを有することが、本然ではないか。例へば、取引員に、加入したい者が在るとせよ。之れが、可否を決するのは、將來其の者と、直接賣買取引を爲すべき、取引員自身が、之れを決するのが、最も自然で、又合理的ではない乎。又或る株券を、市場に上場せんとする。之れが上場の可否の決定は、將

來其の株券を、直接取扱ふべき取引員、自身に於てすべきは、誰が見ても、當り前過ぎる程、當り前ではないか。其の他賣買取引の關係によつて、證據金の率を増減するとか、取引員の取引振によつて、その賣買を制限するとか、受渡の小切手を選択するとか、相場の大變動に逢つて、危險を防止する爲に立會を停止するとか、市場を閉鎖するとか、此等のこととは、直接市場で賣買に從事せる取引員自身、又は、其の團體が、之れを爲すといふことは、自然過ぎるほど、自然ではないか。或は、強弱の關係の爲め、斯かる場合、公平の處置を執れないと云ふ論者があるけれども、強弱の對等關係があればこそ、最も其の公平なる歸着點に落着くのであつて、相場が賣方と買方との競合によりて公平なる値段を現出する同一の原理である。取引所當事者が、一に取引所に損害のかゝらぬやう、株主の配當を減さぬやう、と云ふ目的の爲にのみ爲す處置に比して、強弱の關係

が競合して自然に歸着する處置が、どれ程自然か、又公平であるかは、比較にならない。殊に取引員の身元保證金を管理するとか、證據金を保管するとか、又違約者を處分するとか、いふことを、取引員が自治的に行つて何の不都合があるか是等取引員の生命にも關係する、重大なる権利を、第三者の營利會社……賣買取引に直接何等の利害關係なき、株主の利益を擁護することが、唯一の務めであるところの、理事者に、……さうして、手數料の、收入が増加して、損害さへ起らなければ、他の事はどうでもよいと云ふ營利會社の、重役に、之れを與へて顧みないと云ふ取引員自身の、心理狀態は之れを解するに苦しむのである。今日取引員中に現在斯かる營利會社たる、取引所に自己の生命權まで與へて、尙ほ極力之れを讚美せる者の在るは唯た驚くの外はない。

取引員は、取引員自身で、市場を支配し。自治的に、取引員の生命權を把握せ

よ。之れ取引員の、天賦の權利であらねばならぬ。營利會社たる、現在の取引所は、高い擔保料を徵收してもよい。其の代り、擔保料を徵收した分に對しては、完全に擔保の責任を盡さしめよ。斯くて何處に矛盾がある乎。何處に、不都合な點がある乎。生命保險に入つたが爲に、其の人は衣食住をすべて、其の保險會社の、命令に従はなければならぬとしたならば、何うであらう。取引所當事者が、市場の支配權を握り、取引員の生命權を制せんとするのは、巨額の損害の生ずるのを豫防し、完全賠償を、事實上無意味のものとせんが爲である。取引員は、會員組織に依りて、取引員自身の市場を建設せよ。……而して、其の市場の取引所に於て、生じたる損害に就ては、平素高率の擔保料を、支拂ひつゝある擔保會社なる取引所をして、完全に之れを賠償せしめよ。と云ふのが擔保問題と、切離したる會員組織論である。

若し、夫れ、取引所にして、市場の支配權、取引員の處分權を有せずして其の賣買取引の擔保を爲すことは、不可能なりと云はんか、之れに對する回答は、唯だ一あるのみ。即ち、然らば擔保責任をも取引員自身に返上せよと。如何となれば、市場の支配權、取引員の生命權を、取引員自身の團體が所持すると云ふことは、第一義であらねばならぬ。營利會社が擔保するか、否かと云ふが如き問題は第二義、第三義に屬すべきものである。

頃日、會員組織論者中、取引所株のプレミアム半額買收論を唱ふる者がある。商人としては、甚だ利巧な議論のやうであるが、吾人は之れに與することは出來ぬ。取引所の買收の如きは抑も末だ、先づ王政復古を斷行せよ。市場の支配權、取引員の處分權を、營利會社たる取引所の手より、奪還せよ。……然らば爾餘の事柄は隨つて自ら解決するであらう。現在の取引所株主に與ふべき涙金の如きは、最

後の問題である。

### 膏血を賽して偶像に崇拜するを止めよ

取引員諸君！……諸君は、諸君及諸君の先輩が、取引所によりて徵收せられたる擔保料の行方を知れりや、否、其の行方に就て考察を廻らしたことありや。而して諸君は尙將來甘んじて諸君の膏血を取引所の、株主に奉納せんとするのであるか。乞ふ少しく數字を以て諸君の顧慮を煩はさう。

前掲五千餘萬圓の手數料は東株取引員諸君及諸君の先輩が過去四十有餘年間に擔保料の名義の下に取引所に納入したるものである。此の巨額の金額は如何に、處分されたであらうか。明治十一年以降大正十一年迄の東株取引所營業利益金及株主配當金を表示すれば左の通りである。

取引所利益金	株主配當金
明治十一年下期	二二、二二五 <small>円</small>
同十二年上期	一五、〇〇〇
同二年下期	一八、八六六
同三年上期	二三、七一六
同三年下期	五四、四一二
同四年上期	六九、二七八
同四年下期	二三、二六二
同五年上期	二五、一九一
同五年下期	一六、四二四
同六年上期	二三、二六四
同十一年下期	一四、〇〇〇
同十二年上期	二〇、〇〇〇
同二年下期	一八、〇〇〇
同三年上期	二一、〇五二
同四年上期	一九、〇〇〇
同四年下期	一九、〇〇〇
同五年上期	一九、〇〇〇
同五年下期	一九、〇〇〇
同六年上期	一九、〇〇〇
同七年上期	一九、〇〇〇
同八年上期	一九、〇〇〇
同九年上期	一九、〇〇〇
同十年上期	一九、〇〇〇
同十一年上期	一九、〇〇〇
同十二年上期	一九、〇〇〇
同十三年上期	一九、〇〇〇
同十四年上期	一九、〇〇〇
同十五年上期	一九、〇〇〇
同十六年上期	一九、〇〇〇

五四

五六

一〇三、八七七<sup>四</sup>

七〇、〇〇〇<sup>四</sup>

八二、八四三

五六、〇〇〇

七五、八二九

五六、〇〇〇

五三、六四〇

四四、〇〇〇

四九、六〇七

四〇、〇〇〇

二四、二九六

二三、〇〇〇

三四、七〇六

二五、〇〇〇

八二、八七四

六〇、〇〇〇

九八、七二七

七八、〇〇〇

八二、六一〇

六〇、〇〇〇

二十七年上期

一七、五〇〇

二十五年下期

二五、〇〇〇

二十六年上期

二六、〇〇〇

二十六年下期

二七、〇〇〇

二十七年下期

二八、〇〇〇

二十八年上期

二九、〇〇〇

二十八年下期

二九、〇〇〇

二九年上期

二九、〇〇〇

二九年下期

二九、〇〇〇

二九年上期

二九、〇〇〇

同 二十七年下期  
同 二十八年上期  
同 二十八年下期  
同 二十九年上期  
同 二九年下期  
同 三十年上期  
同 三十年下期  
同 三十一年上期  
同 三十一年下期  
同 三十二年上期  
同 三十二年下期

七〇、五〇五<sup>四</sup>  
七九、五九〇  
一四五、七六八  
一二二、〇四一  
一九五、一七一  
一八七、四二八  
一四五、九八〇  
七二、〇二五  
一一一、二〇八  
一五一、二〇二  
二三三、〇四八

五四、〇〇〇<sup>四</sup>  
六〇、〇〇〇  
一〇八、〇〇〇  
一五〇、〇〇〇  
一五〇、〇〇〇  
一五〇、〇〇〇  
一二三、〇〇〇  
六二、五〇〇  
八七、五〇〇  
一二五、〇〇〇  
一八一、二五〇

三十三年上期 二二三、四一五<sup>四</sup>  
 三十三年下期 一三一、九六四  
 三十四年上期 九三、五三九  
 三十四年下期 一二一、五三九  
 三十五年上期 一八五、六九三  
 三十五年下期 七四、五八八  
 三十六年上期 八九、一五八  
 三十六年下期 一三五、六〇七  
 三十七年上期 一六六、〇三七  
 三十七年下期 九三、七五〇  
 三十八年上期 六七、五〇〇  
 三十八年下期 一〇六、二五〇  
 三十九年上期 六二、五〇〇  
 三十九年下期 一九六、〇一七  
 四十年上期 一一八、七五〇

三十八年下期 二九三、七四一<sup>四</sup>  
 三十九年上期 一五〇、〇〇〇<sup>四</sup>  
 三十九年下期 四二五、五六一  
 四十年上期 六八一、〇四〇  
 四十年下期 七七〇、五七八  
 四六年下期 六八四、八五〇  
 四十一年上期 六一六、八五〇  
 四十一年下期 四〇四、〇〇〇  
 四十二年上期 四〇〇、〇〇〇  
 四十二年下期 四六四、〇〇〇  
 四十三年上期 五五七、四四五  
 四十三年下期 八〇六、一三一  
 六八三、一五五  
 八一三、五三一  
 六七六、〇八五  
 六〇一、六〇〇



同十年下期	二、一五三、四九二	一、六四八、四〇〇
同十一年上期	一、九一八、六二三	一、六四八、四〇〇
同十一年下期	一、七二九、七七八	一、四七一、二五〇
同十一一年	一、四七一、二五〇	一、六四八、四〇〇
大坂株式取引所	一、四七一、二五〇	一、六四八、四〇〇
の如く、巨額の手數料	一、四七一、二五〇	一、六四八、四〇〇
居るが同所創立以來、たゞ一回、一錢も違約損害の賠償	一、四七一、二五〇	一、六四八、四〇〇
至つては更らに驚かざるを得ない。	一、四七一、二五〇	一、六四八、四〇〇

年	度	別	手數料收入高	營業利益金（繰越金を含ます円）	配當率	配當金
明治四十五年上半期	八五三、四三三	八五三、四三三	六三〇、一二三	三五八、一八九	四五八、一三一	二九八、三三九
大正元年下半期	四五五、二六七	四五五、二六七	四二五、二六七	二九八、三三九	二六五、八六二	二六九、八八三
同 二 年上半期	四二八	四二八	四二六	二六六、〇〇〇	二三八、〇〇〇	二三八、〇〇〇
同 三 年下半期	三四二、九八九	三四二、九八九	二六五、九六二	二六九、八八三	一六五、九六二	一四七、〇〇〇

又、名古屋株式取引所に於いて、之れを見るも創立以來一回の賠償を爲したる  
となくして、左表の如き株主配當をやつて居る。

三十七年上  
三十八年上  
三十九年上  
四十一年上  
四十年上  
四十二年上  
四十三年上  
四十四年上  
大正十五年上  
二年下上  
三年下上  
四年下上

二、五、八  
二、五、七〇  
二、六、四  
一、四、一  
一、二、二、八  
一、二、〇、四  
一、二、九、〇  
一、二、九、二  
一、二、九、四  
一、二、九、六  
一、二、九、七

一一一  
二一一四  
七二六六  
四四一〇  
八五四三  
〇九一〇

一一  
四六  
三一  
三八  
五五  
〇四

一一  
九二  
二二  
二一  
〇二  
六一

一一  
三九  
一六  
四八  
三七  
七二

一一  
八四  
一八  
六六  
七〇  
七八

一一  
四三  
二三  
九二  
八七

一一  
〇四  
二八  
六〇  
七〇  
八七

一一  
二三  
〇〇  
九〇  
八八  
七〇

一一  
四八  
二八  
五六  
六九  
七九

一一  
二三  
〇〇  
五三  
六九  
一六

一一  
六〇  
八二  
五二  
三五  
七九

一一  
六〇  
六〇  
六一  
九〇  
四〇

六五

明治二十七年上  
二十八年上 下  
二十九年上 下  
三十一年上 下  
三十年上 下  
三十二年上 下  
三十三年上 下  
二十四年上 下  
三十五年上 下  
二十六年上 下

賣買手數料	一〇、五二七九四	一、三、二七九四	一九、八九六	三九、四四〇	二五、六三五	六四、六七五	六六八、六三五	二六、六五〇	一二、四一五	一一、一二二	一四、〇五七	三五、一六	二七、五二	二三、五三〇
-------	----------	----------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

配當金									
二、六 六八 〇〇 〇〇	二四、 八九 八四 八〇	三三、 八八 〇〇 〇〇	五九、 七五 〇〇 〇〇	一七〇 六四〇 〇五〇 〇〇	一九、 五三〇 〇五〇 〇〇	一二、 五六〇 〇〇〇 〇〇	三三、 三五〇 〇〇〇 〇〇	一九、 六〇〇 〇〇〇 〇〇	四、九〇〇   円

六四

賣買手數料

收益金合計

四  
八  
三  
八

又京都株式取引所に就いて之れを見るも違約損害の賠償を爲したるは明治十七年以來（明治四十年十二月）たゞ一回で參萬貳千六百五拾圓ありしのみで左表の

如き株主配當をして居る。

年度	事項					
	資本金	資本拂済	賣買手數料	營業利益金	株主配當金	配當率上
大正七年度	二,〇〇〇	一、四七二 <small>千円</small>	二七〇、六三三 <small>千円</small>	二四五、五五二 <small>円</small>	一九八、七二〇 <small>円</small>	一一〇、九七、二三六 <small>二円</small>
大正八年度	二,〇〇〇	一、五〇四	四六四、九五四	三五〇、一六三	二九六、三二〇	一三二、八八五 <small>四円</small>
大正九年度	二,〇〇〇	一、六二四	五四七、八一二	四一三、五七二	三四二、五〇〇	二三三、二八五 <small>四円</small>
大正十一年度	五、〇〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	九〇一、七二九	七七九、六七九	六八四、五八三	二四〇、六五〇二四〇一〇〇一六
大正十一年度	五、〇〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	一、〇五二、七五〇	九二三、七六〇	八〇一、五〇〇	二二二二一一二二一、三二四〇六五〇二四〇一〇〇一六
自二十九年十月至同年六月	八、六三、〇〇	八、六三、〇〇	營業利益	株主配當金	資本	二〇〇,〇〇〇,〇〇
自三十一年六月	六元一〇	三、一〇五〇〇				
至同		二、四〇〇〇〇				
十年		一〇〇〇〇〇				

神戸取引所に於ける明治三十九年以來の收入手數料及株主配當金は左の通りでこれも矢張創立以來一回の賠償をやつたともない。

二一回

年度	分	收入手數	營業利益	株主配當金	資本
自二十九年十月	至同年六月	六元一〇	三、一〇五〇〇	二、四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九

同三十六年七月	同三十五年十二月	同三十四年十二月	同三十三年十二月	同三十二年十二月	同三十一年十二月	同三十年七月
一五、〇〇〇、〇〇	一三、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一八、六二七、〇〇
三七、三七七、〇〇	三三、三三一、〇〇	三七、〇六五、〇〇	一九、三六四、〇〇	一六、三六七、〇〇	一六、一九七、〇〇	二五、〇六八、〇〇
八、〇〇〇、〇〇	八、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	九、二九六、〇〇	九、四六五、〇〇	一六、一九七、〇〇
三七、七〇〇、〇〇	三六、七〇〇、〇〇	一九、六七五、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇
一七、六一〇、〇〇	一七、一〇一、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇
三六、七九一、〇〇	三三、三五、〇〇	二一、六四八、〇〇	二一、六四八、〇〇	一三、九八〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一七、六一〇、〇〇
一〇、〇〇〇、〇〇	一三、五八〇、〇〇	七、一三一、〇〇	七、一三一、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一三、〇〇〇、〇〇

六八  
資本 100,000,000

拂資込本

00-000-00

二十六回 二五回 二十四回 二十三回 二十二回 二十一回 二十九回 二十八回 二十九回 二十八回 二十七回 二十六回 二十五回 二十四回 二十三回 二十二回 二十一回 二十九回 二十八回 二十九回 二十八回 二十七回 二十六回 二五回

六九

二十七回	二十八回	二十九回	三十回	三十一回	三十二回	三十三回	三十四回	三五回	三十六回	三十七回	三十八回
同四	同同	同三	同同	同二	大同	同四	同同	同四	同同	同四	同同
年 六一 月	年 十七 月	年 六一 月	年 十七 月	年 六一 月	正元年 十二月	年 十五年 十二月	年 十七 月	年 六一 月	年 十七 月	年 六一 月	年 十七 月
八、二三六、〇〇	八、二四三、〇〇	三、七五〇、〇〇	三、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇
八、二三六、〇〇	八、二四三、〇〇	三、七五〇、〇〇	三、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇	二五、一〇〇、〇〇
四一、六三六、〇〇	三、五三一、〇〇	二七、五〇〇、〇〇	二一、六八三、〇〇	二一、九六〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二七、五〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇
四一、六三六、〇〇	三、五三一、〇〇	二七、五〇〇、〇〇	二一、六八三、〇〇	二一、九六〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二七、五〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇

七〇  
資本

資本  
拂利益込  
ノ多キハ新株募集  
アルニ依ル

資本 拂込	八〇〇,〇〇〇,〇〇〇	事業年度變更 一 資本 株式賣却利アリ	八〇〇,〇〇〇,〇〇〇 全額拂込	資本 拂込	六,〇〇〇,〇〇〇	資本 拂込	二、三七五、〇〇〇、〇〇〇	資本 拂込	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	資本 拂込	七一
----------	-------------	------------------------------	---------------------	----------	-----------	----------	---------------	----------	---------------	----------	----

五十一回	六一月	三五、九四、〇〇	三五、八四、〇〇	拂資本	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇
五十二回	十一月	三五、五九、〇〇	三五、八四、〇〇	拂資本	二、七四、六五、〇〇
五十三回	同	一年五月	三七、三八、〇〇	拂資本	三、五〇、〇〇〇、〇〇

若し假に最初より、會員組織の取引所を支持せんか。東株は此五千數百萬圓の利益金丈は必や會員相互の積立金として現存して居るであらう。果して然らば、今や取引員の看板料は、踏み倒しても百萬圓の價值は請合である。又取引所が右の利益金中より株主に對して支拂ひたる約二千五六百萬圓の配當金は、仲買人が粒々辛苦の精晶……外交員を使ひ、廣告費を支拂ひ、あらゆる苦心を以て、全國の委託者より、蒐め來れる賣買取引に依り、取引所に支拂つた手數料中より、賣買には何等關係なき眞の他人の株主に無意味に與へたる金である。株主は取引所に對し相當株金の出資を爲してゐると云ふであらうが、併ながら取引所の資本金

は過去に於て何等擔保の責任を盡してゐないとすれば……取引所の資本金が一の偶像……一の「見せ金」……一の羊頭に過ぎずとすれば、取引所の株金及株主は取引員に取つては、無用の長物である。

取引員諸君！……諸君及諸君の先輩は、過去四十有餘年間に於て約一千數百萬圓のお賽錢を奉納して、此の強制擔保と云ふ偶像を、禮拜し來つたのである。而して、今や偶像の面皮は、完膚なく引剝がされ、其の正體は、赤裸々に暴露された。諸君は此の驚くべき事實を顧みて、悲憤の情は起らざるか。痛恨の涙は、湧かざるか。斯くても、尙ほ醒めないならば、諸君は、竟に自我なき人。自意識なき人。意に救ふべからざる人である。醒めよ、諸君……而して、大に鼓を打つて敵の牙城に肉薄し、自己の正當なる權利を奪還せよ。人格の合理的主張は、正當なる權利の要求である。權利の上に眠る者は、正しき意味の人格觀念、道德觀念

なき者である。諸君、……人の生の第一義は、合理的生活である。諸君は、宜しく自己の本性……理智……を指導、原理として、明に事に是非を判断し、速に其の行くべき所に邁進せよ。

### 會員組織は遠き夢の國の物語にあらず

四五年前までは取引所の會員組織論を口にする者あれば、世人の多くは、遠き夢の國の物語を聞く如く、一笑に附し去つたものである。併しながら。見よ。會員組織を基調とした取引所法が、制定された。名古屋には、會員組織の綿糸布取引所が生れた。而して今や名古屋株式取引所の取引員の多數は、取引所の營業満期を好機として、別に會員組織取引所の出願をなさんとしつゝあるではないか。而もこれたゞ時勢の流に浮ぶ藁の一片に過ぎぬのである。

機運の向ふ所、其勢や疾風も啻ならぬものがある。歐州戰亂中、ケレンスキ一が、露西亞の革命を企て次で、レニン、トロツキーが共産主義的露西亞の建設を始めた時、我國の所謂識者なる者は、之れを以て夢物語と嘲り。空中の樓閣なりと嗤つた。而も數年を経ざる今日、その日本は此の勞農露西亞を一の國家として承認せんとしてゐるではないか。知らず、取引所の會員組織論を一の遠い國の夢物語なりと考へつゝあつた世人は。今や、燎原の火の勢もて全國到る所に會員組織の實行計畫の着々其の歩を進めつゝあるを見て、果して如何の感を抱きつゝあるか。

東株に就て、所謂識者なるものゝ云ふ夢物語を少しく述べやう。現在、東株の一般取引員は、其の身元保證金として、一人十五萬圓八十名にて、一千二百萬圓と云ふ巨額の金を取引所に死藏して居るのである。今假りに八十名の取引員が申

あは合せて、會員組織の取引所を別に設け、各自現在取引所に在る身元金を引出して之れを相互擔保の資金に提供したとする。……而して賣買手數料は現在の率をそのまゝ支拂つてゆくとすれば、現在取引所の利益金たる一ヶ年三四百萬圓の金は會員相互の積立金となる譯である。果して然らば、假に毎年三四百萬圓づゝの違約損害が起り、之れを全部賠償してゆくとしても、會員相互の出資金たる千二百萬圓には一厘一毛も手を付けなくとも済むのである。殊に前述の如く、取引所の違約賠償金額は過去三十八年間に於て僅に四十萬圓に過ぎないのを見れば、毎年三百萬圓宛の違約損害の起る如きことは絶無と云つても可のである。會員組織反対論者が常に反対を唱へ、又相當資産あり、信用ある取引員が會員組織を毛嫌しつゝありし點は、會員組織となれば資產信用ある會員は常に資產信用の少き會員の爲に、喰はるゝに至るであらうと云ふにあつた。併し會員組織になつたとしても、

くわいんせきん  
會員は決して無限に責任を負ふものでない、又決して無證據金で無制限に賣買を爲さしめるものでもない。今日の取引所が行ひつゝある通り一定の證據金も徴收する。追證増證も請求する。又危險と見れば、賣買玉や受渡代金の小切手の制限もする。不適當な賣買は之れを差止め。相場の大變動の場合には賣買中止。市場の閉鎖も行ふ。現在の取引所が爲しつゝあることゝ少しも、違はない。而かも毎年三四百萬圓の積立金が殖えてゆくとすれば、何處に危險があるか。何處に恐るべき點があるか。

くわいんせきん  
今若し反対に、現在の取引所に於て、毎年三四百萬圓宛の違約損害が起つたとする、……取引所は果して之れを賠償することが出来るであらうか。會員組織ならば、會員が手數料さへ支拂つてゆけば、何等損害を分擔せずして平氣で、毎年三四百萬圓の賠償を續けて行くことが出来る。即ち、現在取引所の株主と云ふも

のを無くして、取引員自身が株主の地位に立ち、株主配當金をそのまま積立て、違約賠償の準備基金とすれば可い。會員組織に加はるのが、危險であるとすれば現在の取引所の株式を所有することは、ヨリ危険ではないか。若し、四千七百萬圓の損害が起つて取引所が全部之れを賠償するトスレば、取引所の株に對する出資金（株金及プレミアムとして買收した出資總金額、即ち東株ならば百四十圓）は零となるのである。然らば會員組織に加はりて相當の有限出資をすると少しも異なるところは無い。有力なる取引員中に取引所株の大株主となることは、平氣であつて而かも會員組織に加はることを、極度に恐れつゝあるのは、其の心事る解するに苦しむのである。

若し又、取引所はそんな大損害の起つても、決して全部賠償するやうなことは無いといふかも知れない。併ながら取引所に損害が起つたにも拘らず、之れを全

部賠償しないとすれば、信用を重んずる取引員は客筋の正株の繫物や、鞘取賣買は安心して出來ないと云ふことになる。何れにしても、資產、信用ある取引員が、現在取引所の賠償制度に安心して會員組織に恐怖の念を懷きつゝあるのは、謂はれ無きことで恐らくは、此の兩制度の利害得失を十分よく研究してゐない爲であらう。

## 先づ取引所株の上場を禁止斷行するに在り

會員組織の機運が、既に熟して居るか、尙早であるか、といふことは、各人の主觀的觀察にも、依るところであるが。改正取引所法が、其の精神で作られ、又政府當局者も本年の貴族院の委員會で奥平伯の質問に對し、大臣は『政府は成るべく會員組織にならんことを望んで居るが、併し、之れを法律で強制するこ

とをせず、取引員よりの申出を待つて會員組織とする考である』、と答辯してゐる處を以て見るも、大體政府の意のある所は、窺はれる。然らば取引員側はどうかといふに、之れは取引所株に對する、強弱關係や、取引所との特殊なる利害關係等から、會員組織の尙早を唱へて居るのであるが、乍併、ソーンな私的特殊の關係を離れて冷靜に考慮する時は、何人と雖も、現在のやうな不合理な、取引所の擔保制度の下に、高い擔保料を支拂ひつゝあることの愚を、悟らないものはあるまい、殊に、多小とも、取引所の擔保制度に就て、調査研究した者は、會員組織は決して、時機尚早であると云ひ切る者はあるまい。且つ、會員組織と雖も、其の方法の如何にあるもので、今直に歐米取引所の制度を、直譯する必要はない。我が國情に照して、最も良く之れに適應する組織を、案出すればよいのである。現に昨年まで、東株の定期仲買人と、現物商とで、組織して居つた現物組合の如き

ものも、僅か一年位ではあつたが、相當の成績を挙げ、積立金も、多少出來たではないか。あんな制度を今少しく改善しても決して實施に差間はないのである。今日に於ては、最早現在の取引所の、強制擔保が、未來永劫に續くものとは、何人も考へてゐないであらう。たゞ、之れが、實行に着手するに就て、多くの人は躊躇するのである。然し、一日早く着手すれば一日早く目的に近づくのである。殊に本年は各地取引所は大抵營業満期に達して居る。法律上、取引所の營業する權利は本年の秋を以て、一旦終了することとなるのである。之れ取引員に取つて、絶好の機會ではないか。此の機會を逸しては、又十年間、偶像に、莫大の賽錢を奉納しなければならないではないか。西諸に好機會と云ふ奴の後頭は禿げて毛がないさうである。買收費の如きは、後の談合で充分である。それより、先づ着手せよ。而して、一つの結び目を解けば、他の結び目は勞せずして解くことができ

るであらう。

取引員諸君！。諸君は、夜店にて植木を買ふ時——、決して財布の中を、見せてはいけない。値を付ける必要もない。植木が買ひたいと云ふやうな顔をさへ見せてはならぬ。然らざれば、諸君は根の無い植木を高價に賣付けられる恐れがあるからだ。營業満期の、迫つてゐる取引所……而かも改正取引所法に依つて、株式會社組織の根を絶たれたる取引所の株を。百圓に近いブレミアムを付けて買ふと云ふならば、諸君は、いゝ棕鳥として、夜店商人の嘲笑を得るに過ぎないであら。凡そ力を使ふことに依つて効果を擧げる。個々が力を有することゝ、之を組織して行使することゝは自ら別個の問題である。取引員諸君！。諸君は、たゞ結束せよ。而して、諸君の天賦の權利であるところの、市場の支配權、取引員の生命權の奪還を叫べ！……諸君、自身の取引所の設置を、請願せよ！……農商務

省にして、若し之れを、許さぬならば、法律の精神に反するものとして、之れを廣く天下に訴へよ。而して後に、夜店商人が其のホンの實價を申出でて買收を希望ならば、その時始めて諸君は其の買收費に就て、考慮しても決して晚くはない。たゞ、茲に最も困難なるは、取引所株に對する強弱關係である。取引員の永遠の利益も、取引所の改善も、常に、此の目前の小利の爲に犠牲とせらるゝのである。然しながら、吾人は、取引所株の買方たる取引員に對し、冷靜に考慮せんことを望むものである。吾人は茲に相場觀を述べるものでない。又目前の強弱を論ずるものでもない。たゞ、然し、諸君は、取引所株に對し、將來何の面白味。何の樂みありて之れを買はんとするのであるか。法律や、主務省は、一日も早く取引所を會員組織に導かんとして居る、取引所株は將來増資の望なく、又其上場禁止も何時實行を見るやも知れない。今や、取引所株は恰も根を絶たれたる植木と

一般。之が枯死するは、たゞ日時の問題のみである。取引所株以外に、種々の事業會社株があるではないか。取引員諸君が、申合せて取引所株の賣買關係より離脱するならば、隨て同株に對する強弱關係さへ無くすれば、諸君の結束は、直に行はれるであらう。諸君にして結束すれば、會員組織の實施の如き易々たるもの。吾人は取引員諸君が何故に目前の小利の爲めに、自己の永遠の一大利益を放棄して、顧みないかと深く疑はざるを得ぬのである。

凡そ人が共同目的を遂げる爲に、相寄つて集團を爲す時は、必ずそこに、新精神力を生じて各員を支配し、茲に各員間に新關係を生ずる。是れが其社會の眼目である。而して各員は共同目的の爲に時に各小異を棄てゝ、大同に就き、一致合體せねばならぬ。所謂協同の道徳……今日の社會道徳として、最も重要なもので、これなくしては、社會的生活は營まれない、恁は寔に明白なる道理であるが、

時として自己眼前の利益の爲に此の明白なる道理に、頑強に反抗する人が、何れの社會にもある。斯の如きは自ら其社會力を弱めるもので、重大なる道徳的罪惡である。古い言葉に謂ふ所の獅子心中の虫である。此の會員組織問題に就ても、取引員中理に於て之に服しながら、唯眼前の利害の爲に反対する人が、今尙若干あるやうであるが、是は即ち自己人格の破壊者、共同生活の反逆者である。吾人は茲に本論を終るに方り、此種の反対者に、特に反省を促さねばならぬ。希くは、猛省一番、協同の美德を發揮し、一致結束、以て諸君の對社會的合併力を出來得るだけ大きくし。諸君の特權下にある永久の利益を、獲得することに努められんことを、切に希望する。

最後に吾人は、農商務省の諸公に、一考を煩はさんとする者である。取引所株の、上場が取引所の改善に、如何に、大なる障害物であるかは、諸公及び諸公の

先輩が十分嘗められたる苦き、苦き、経験である。歴代の農相が徹底的に取引所改善の實を擧げ得ざるは、一に此の取引所株の上場しあるが爲である。諸公は内心必ずや同株の上場禁示を希望して已まないであらう。たゞ、之れを斷行し得ざるは、之れが爲め財界に動亂を惹起することを恐るゝが爲であらう。乍併毎時も姑息なる膏薬治療をして居ては、病苦は除けるものでない、病苦を根絶するには須らく抜本塞源的治療を施さねばならぬ。而して之を施すべく今や好い時機である。數年以前ならば、イザ知らず。取引所株の運命も、最早今日に於ては、(世人の多くは)取引所株の運命も略ぼ之れを、察知して居るやうである。名古屋株を見よ。大株を見よ。而して一日平均十六七萬株の出來高を唱へられてある東株が百四十圓の關門を突破し得ざる、理由を考察せよ。勿論、多少の波瀾は免れないであらう。何事と雖も、革新に際し相當の犠牲は拂はなければならぬ。……産ま

んとするの惱み、生れんとするの苦みは避くべからざる先天的約束である。……併ながら昔日と違ひ、今日の我が財界は、單に取引所株の暴落のみによつて一般の動搖を來たす程最早薄弱なるべしとは思はれない。相當の期間を明示して之れを禁止するならば。世人の、想像せる程財界に影響を及ぼさないであらう。今秋の各取引所の營業繼續を、機會として。諸公之れを斷行するの勇なさや。諸公の腦裏を常に離れざる會員組織。法律が嚴として命じた會員組織の實施は、先づ、取引所株上場禁止によりて、其の實行の幕は打落されねばならぬ。

以上述ぶる所によつて、論旨の大要是略之を盡した、積りである。殘る問題は會員組織取引所制度の内容は如何にすべきかの具體案であるが、吾人の此際之を論ずる義務なきを信ずる。

之を要するに現行取引所制度が純理の上より見て容すべからざる、不合理のも

のであることは勿論、之を、實際的方面より見るも、其組織の體容に於て、其機關の運用上に於て、極めて、不公正のものであることは、此上論ずるの要はない。而して之を改革し、會員組織取引所設置の機運が既に十分に熟し、之を斷行すべき好機の目睫に迫つて居ることも亦明かである。何れの點より見るも、最早逡躊躇を容さぬ。今は唯、……斷の一字あるのみ。當業者は其明快なる理智の命ずる所に従つて。速に是が、實行に着手せよ。取引所理事者及び株主も公正なる立場に立つて、事の是非を判断し、道理の前に柔順ならんことを望む。飽くまで公的なるべき權力、又は權利を、私的に解し、其の誤れる事の明白なるに拘らず、之を熱愛し、執着して長く其上に居らんとするは、最も惡むべく、唾棄すべきことで、世を悪化する是れより甚しきものはない。吾人は總ての關係者が一層合理的なる見解の下に、飽くまで理性に忠なる態度を執つて、協同戮力これ類最高の理想に向つて、進む所以である。

が實施に努力せられんことを切望に堪へぬ。これ、蓋し、單なる物的の利害問題を超越し、ヨリ大なる意味……社會を淨化し。社會的共同生活完成てふ……人類最高の理想に向つて、進む所以である。

大正十二年六月廿九日印刷

取引所革新論與付

大正十二年七月六日發行

定價金五拾錢

東京市深川區龜住町三番地

著作兼發行者 田中正之

東京市京橋區日吉町十番地

印刷者 渡邊爲藏

東京市京橋區日吉町十番地

印刷所 民友社

不許  
複製

取次販賣所 民友社

東京市京橋區日吉町  
振替東京一三一〇〇



終

